

公示(案)

2022年度(国別研修)ヨルダン「エネルギー効率、貯蓄及び需要側管理」  
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター(以下、JICA 東京)は以下の業務について、参加意思確認書(様式1)の提出を公募します。

本業務は、ヨルダンエネルギー・鉱物資源省の省エネルギー政策立案・実施関係者を対象として、省エネルギー政策の分析手法やセクター別に有効な省エネ政策・技術を伝達することを通じ、省エネルギーの政策立案・実施能力を強化することを目的とした研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人省エネルギーセンター(以下、「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、省エネルギーの重要な担い手達に対しトップマネジメントから現場まで、幅広い人材を対象とした人材育成の知見と経験を有しており、効果的に本研修を運営するためのリソースを有していると認められます。また、特定者は、アジアや中東を中心に、これまで政策立案・実施の責任者を研修員として2,700名以上を受け入れてきており、省エネルギー政策、技術・実習、工場視察等の実践的な研修を通して、各国の省エネルギー関連制度の構築等で成果をあげています。したがって、特定者は本研修の効率的な実施に必要な技術と、外国人を対象とした研修を運営するノウハウを有していると考えられます。更に、部門の研修関係機関相互との情報交換、意見交換等を実施しており、広範な分野に亘る講師・視察先を選定・調整する体制が整っていることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 案件名 2022年度(国別研修)ヨルダン「エネルギー効率、貯蓄及び需要側管理」研修委託業務
- (2) 担当部署 JICA 東京 産業開発・公共政策課
- (3) 案件内容 研修委託業務概要のとおり

(4) 研修コース実施期間

2022年11月24日から2022年12月8日(予定)

(5) 履行期間

2022年10月中旬から2023年1月下旬(予定)

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、令和4・5・6年度の全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格者」という。)を有する者。
- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。  
具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
  - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。  
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約するものとします。  
なお、当該誓約事項による制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。  
ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

- ①案件受託については 2022 年度研修のみを対象とします。
- ②業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④業務総括者は省エネルギーに関する研修実施の経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出 (様式 1・2)	提出期間	2022 年 9 月 1 日 (木) 17 時まで。
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に求められる実績等を証明する資料 (写し可) ※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果の通知	発送日	2022 年 9 月 8 日 (木)
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意

		点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2022年9月12日（月）
	回答発送日	2022年9月19日（月）
	回答方法	メール
（４）提出先メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 産業開発・公共政策課（担当：藤山） 電話：03-3485-7625 メールアドレス：tictip@jica.go.jp	

#### ※提出書類について

- 1) 公募参加確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和 4・5・6 年度の全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式 2）

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 3MB 以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式 1）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）の URL と同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類をどうサイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

#### 4. その他

- （１）提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- （２）参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （３）提出された参加意思確認書等は返却しません。
- （４）機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。

(6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

(7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

(9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 契約保証金：免除します

(11) 共同企業体の結成：認めません

以上

2022 年度（国別研修）  
ヨルダン「エネルギー効率、貯蓄及び需要側管理」コース  
研修委託業務概要（案）

1. 研修コース概要

【研修コース名】

2022 年度（国別研） 修ヨルダン「エネルギー効率、貯蓄及び需要側管理」

【背景】

省エネルギーとは、ある目的達成に対して無駄なエネルギーを使わないこと、及び技術的改善によってエネルギーの利用効率を高めることであり、単にエネルギーの使用量を縮小するだけでなく、経済全体のエネルギー効率の向上、エネルギー効率の高い製品の市場への提供等を通じて、経済の活性化に資するものである。地球環境保全、エネルギーの安定供給の確保、エネルギー使用量の削減による所得増加のために省エネルギーは、世界各国が推進すべき共通の課題となっている。

わが国はエネルギー原料を海外に依存しているが、1970年代の二度にわたる石油危機をきっかけに社会の各部門が一体となってエネルギー効率改善を進めてきた経緯があり、現在では世界最高水準の省エネルギーレベルを達成している。従い、省エネルギー分野は、開発援助のテーマとして扱う際にきわめて技術的、制度的な比較優位が高い分野である。

わが国の知見、技術を提供し、参加者の気付きを促す本研修の実施の意義は高い。

【案件目標】

日本の省エネ政策や技術に関する講義を通して、所属先における課題が認識され、実情を踏まえた住宅及び運輸交通セクターにおける省エネルギー制度設計、及び普及に向けたアクションプランが作成される。

【研修で達成される成果】

- (1) 自国のエネルギー事情や省エネ政策が把握され、自国の問題点が理解される。
- (2) わが国の省エネルギー政策、省エネ法と省エネルギー推進活動が理解され、自国の省エネ導入状況との比較、適用可能性などについて検討される。
- (3) 実際の住宅及び運輸交通セクターにおける省エネルギーの具体的な対策や効果・利益が理解され、自国の状況との比較により、その違いや対策の適用可能性等が検討される。
- (4) 講義で学習した制度等の活用を含めたアクションプランが作成される。

**【研修期間】**

技術研修期間：2022年11月24日から2022年12月8日(予定)

**【人数】**

10-15名程度(予定)

**【研修対象国】**

ヨルダン

**【対象研修員】**

- (1) 省エネルギーに係る政策立案に携わる者、若しくは携わる見込みの者
- (2) 心身ともに研修に適した健康状態である者
- (3) 軍籍にない者

**【使用言語】**

英語(必要に応じ研修監理員が日-英の通訳を行います)

**【研修概要】**

- (1) 事前活動
  - カントリーレポートの提出
- (2) 研修内容
  - 以下の内容の講義、実習、討論を行う。
  - ① 省エネ分野の国際的動向
  - ② 運輸交通セクターの省エネ対策(日本の法制度、EV、需要側の対策含む)
  - ③ 住宅セクターの省エネ対策(ヒートポンプ、蓄熱システム、LED、ラベリング、Zero Emission Building (ZEB)含む)
  - ④ アクションプランの作成
- (3) 研修付帯プログラム
  - ① プログラム・オリエンテーション(研修概要説明):1時間30分程度、
  - ② 評価会:1時間程度、技術研修最終日に実施

**2. 業務の範囲及び内容****(1) 研修実施全般に関する事項**

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認(評価項目・評価基準の策定)

- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考への協力
- ⑥ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員 との調整・確認
- ⑧ プログラム・オリエンテーションの実施への協力
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑩ 研修員の技術レベルの把握
- ⑪ 各種発表会の実施への協力
- ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑬ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑭ 評価会への出席、実施補佐
- ⑮ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑯ 反省会への出席
- ⑰ 講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等 含む ）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材 の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認 著作権処理を含む
- ⑤ 教材手配（英語翻訳・印刷の発注、納品確認、 経費支払い、教材配布）
- ⑥ 講義実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑨ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、委託

契約期間終了 10 営業日前までに提出する。

#### 4. 留意事項

- (1) 本研修コースは本邦での実施を前提とするが、COVID-19 の感染拡大により水際対策が強化された場合は実施方法については別途協議する。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書などについては、以下 JICA HP を参照願います。

[研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

様式1

2022年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター  
契約担当役 所長 田中 泉 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2022年度（国別研修）ヨルダン「エネルギー効率、貯蓄及び需要側管理」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

#### 2 応募要件に関する記述

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※サイズ：A 4 判縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 3 付属書類

・令和4・5・6年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）

以上

提出日： 2022 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター  
契約担当役 殿

2022 年度（国別研修）ヨルダン「エネルギー効率、貯蓄及び需要側管理」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所

法 人 名

法 人 番 号

役 職 名

代 表 者 氏 名

役職印

### 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上